



## 部署単位で、関係する法令改正をアラート。

### 『法令アラートセンター』は、法務課の業務改善に貢献。

— テイ・エス テック株式会社(以下テイ・エス テック社)は、主に四輪車用シート、四輪車用内装品、二輪車用シート、二輪車用樹脂部品等の製造販売を行っている大手自動車部品メーカーです。法務課の方に話を伺うと、ある問題解決のために、2020年より『法令アラートセンター』の導入をお決めになり、ご利用いただいているとのこと。その経緯や理由、実際どのようにご利用いただいているかについて取材を進めました。

### 煩雑を極めていた 業務負担の軽減を実感

— 法務課では、これまでどのような業務に携わられてきたかをお教えてください。

法務課では、企業法務全般について取り扱っています。株主総会の運営から株式事務、契約書の作成支援・審査、社内規定の管理、機密管理、各部署への法令改正の通知、訴訟トラブルへの対応など多岐にわたります。

これらの業務を少人数で対応・処理していかなければならず、課員一人ひとりの業務的負担をどのように軽減するかが課題となっていました。



— 『法令アラートセンター』はどのような経緯で導入をお決めになったのでしょうか。

導入前、法令改正の通知に関する業務は特に煩雑を極めていました。弊社には営業部門や開発技術部門、生産部門、品質管理部門、さらに関連する子会社内の各部門など100を超える通知先があり、それぞれ業務に関連する法令も異なっています。当初法務課では、民法や道交法をはじめ、安全衛生法、会社法、消防法、輸出入関連法令など、150を超える法令を常にチェックし、内容を解釈し、噛み砕いて関係部署に通知を行っていました。この取り組みを開始して7年ほどが経過し、各部署での法令への理解が進んだことやコンプライアンス意識が醸成されたことを受け、これまでのように法務課で法令を咀嚼し配信するのではなく、各部署が自分たちで改正内容を確認し、判断できる、よりシンプルな配信方法を検討するようになりました。

最初は他社のサービスを導入したのですが、コストの問題で全社的な活用には至りませんでした。そうした悩みを普段から法務関係の相談に乗ってくれていたウエストロー・ジャパン担当者の方に打ち明けたところ、課題解決に有効なサービスとして『法令アラートセンター』をご紹介いただいたのです。このサービスを活用すれば、関連する法令が改正されると各部署へダイレクトに通知が届く仕組みが低コストで作れるため、法務課が一度とりまとめて配信するという業務負担が解消できると考え、2020年

7月から利用を開始しました。

— 『法令アラートセンター』をどのように活用いただいていますか。

各部署に法令改正をチェックする責任者を置き、関連する法令を各自登録してもらい、法令が改正されればその責任者へダイレクトにメールが届いてチェックできる体制を整えました。

『法令アラートセンター』は、改正後の法令をただ閲覧できるだけでなく、どの部分が改

<p>一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 平成 23 年 9 月 16 日経済産業省令第 22 号</p> <p>改正法: <a href="#">電気事業託送供給等収支計算規則等の一部を改正する省令</a> 令和 2 年 9 月 7 日経済産業省令第 22 号</p> <p>◆【形式的改正】系項ずれに対応するための形式的改正</p> <p>改正 施行日: 令和 2 年 9 月 7 日 &lt;施行済み&gt;</p>
<p>ガス事業託送供給等収支計算規則 平成 23 年 9 月 16 日経済産業省令第 21 号</p> <p>改正法: <a href="#">電気事業託送供給等収支計算規則等の一部を改正する省令</a> 令和 2 年 9 月 7 日経済産業省令第 22 号</p> <p>◆区分改定の場合は、料金改定前の超過利益積立等をリセットせずに引き継ぐこととする改正</p> <p>改正 施行日: 令和 2 年 9 月 7 日 &lt;施行済み&gt;</p>
<p>ガス事業託送供給等約款料金算定規則 平成 23 年 9 月 16 日経済産業省令第 20 号</p> <p>改正法: <a href="#">電気事業託送供給等収支計算規則等の一部を改正する省令</a> 令和 2 年 9 月 7 日経済産業省令第 22 号</p> <p>◆超過利益が一定水準を超過した事業者が託送料金の値下げ届出を行う場合について、値下げ時の算定方法に規定</p> <p>改正 施行日: 令和 2 年 9 月 7 日 &lt;施行済み&gt;</p>
<p>電気事業託送供給等収支計算規則 平成 18 年 1 月 31 日経済産業省令第 2 号</p> <p>改正法: <a href="#">電気事業託送供給等収支計算規則等の一部を改正する省令</a> 令和 2 年 9 月 7 日経済産業省令第 22 号</p> <p>◆(1)区分改定の場合は、料金改定前の超過利益積立等をリセットせずに引き継ぐこととする改正 (2)災害その他やむを得ない事由がある場合には、収支計算書の公表期間について、延長措置を講じることができる</p> <p>改正 施行日: 令和 2 年 9 月 7 日 &lt;施行済み&gt;</p>
<p>電業法施行規則 昭和 55 年 11 月 30 日電業法施行規則第 14 号</p> <p>案件名: <a href="#">電業法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集一審監部監局に係る免許手続の見直し</a></p> <p>【パブリックコメント】 提出時の募集状態: 募集中 (期間: 令和 2 年 9 月 15 日~令和 2 年 10 月 16 日)</p>
<p>無線局免許手続規則 昭和 55 年 11 月 30 日電業法施行規則第 15 号</p> <p>案件名: <a href="#">電業法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集一審監部監局に係る免許手続の見直し</a></p> <p>【パブリックコメント】 提出時の募集状態: 募集中 (期間: 令和 2 年 9 月 15 日~令和 2 年 10 月 16 日)</p>

通知メールのイメージ



正されたかがマーキングされ、さらには法律に詳しくない人でも理解できるような解説がなされています。「法令といえば、難しい、ややこしいといった苦手意識があったが、これなら、素人でも扱いやすく、分かりやすいね」「法令に対する敷居がぐんと下がったような気がする」といった声が各部署から聞かれるようになりました。これにより、法令に対する関心が全社的に高まり、コンプライアンス意識がより一層高まることを期待しています。

## 活用するほどに見えてきた 利点の数々

一で活用いただく中で新たに気づいた魅力や利点は何かございますか。

1つ目は、業務や部署に関連する法令が確認しやすくなった点です。我々は法務課であるとはいえ、全員が専門的に法律を学んできた訳ではありません。大まかな関連法令は弁護士の方などに相談して把握していますが、例えばある部署が新規業務を手がけ、それにはどのような法令が関係するのか、といったことを把握するのは非常に難しく「何か取りこぼしがあるのではないか」という不安を常に抱いていました。それが、各部署がそれぞれ関連法令を登録できるようになったことで、漏れの無いチェック



が可能になったと考えています。

2つ目は、書棚を整理できたことです。『法令アラートセンター』導入前は、さまざまな法令集や関連する資料が書棚を埋め尽くし、他の資料を圧迫していました。導入後はインターネット上でアクセスし、必要な資料だけを出力できるようになったおかげで、他の資料の整理がしやすくなり、業務の効率アップに役立っている実感があります。

3つ目は、ウエストロー・ジャパンのオプションサービスで、法律系雑誌コンテンツをオンラインで閲覧できるようになった点です。時節柄、自宅で業務を行うことが多くなっているのですが、これまでは関連する法令集を持ち帰ったり、必要になれば会社まで電車を乗り継いで取りに行ったりしなければならず、不便さを感じていました。『法令アラートセンター』とともにこのオプションを採用してからは、そうした紙の資料もパソコン上でチェックできるので、従来

のような不便さを感じることなくリモートワークがスムーズに行えるようになりました。

これらの利点に加え、社員と法令がより身近になったことが大きな成果だと考えています。私たち法務課は、各部署の業務、全てを詳細に把握しているわけではありません。だからこそ、各部署が自分たちで業務に関する法令改正情報を把握し、正しく理解した上で適切に対応していく必要があります。しかし、社内では「法律は難しい」という先入観が強く、自分たちで考えるのではなく、法務課任せになってしまうことが多々ありました。

今回、『法令アラートセンター』を導入したことにより、こうした考えに変化が生じました。このサービスを通じて、法令がより身近になったことで、各自がより主体的に法令改正と向き合うようになりました。法務課に頼るのではなく、業務をよく知る者自身が考えることで、より効果的、効率的な対応案が生まれるとともに、各自のコンプライアンスへの意識が高まっていると感じています。

また、法務課としても配信業務の負担軽減のみならず、各部署の自立化により、想定以上の工数削減につながったことで、その他の業務をより深く、丁寧にこなすことが可能となり、とても助かっています。

「今後このように活用を広げてみたい」といったご意見があればお聞かせください。

『法令アラートセンター』は、「守り」すなわち法的リスク回避のためのサービスと考えられがちですが、新たなビジネスチャンスをつかむ「攻め」の活用方法も考えられるのではないのでしょうか。例えば、道交法が改正されたとすれば、その内容によって製品開発の方向性が変わったり、新たなビジネスチャンスが見えてくることもあると思います。法務課でそうしたチャンスに気づくことができなくても、『法令アラート』があれば各部署で気づき、対応することができます。今後、このような活用ができるよう、推進していきたいと考えています。

法令	改正法令等	対応要否	対応完了日
ガス事業託送供給取支計算規則 (平成29年 3月28日法律 第29号)	電気事業託送供給取支計算規則等の一部を改正する省令 (令和 2年 9月 7日経済産業省令第72号)	必要	2020年9月
ガス事業託送供給取支計算規則 (平成29年 3月28日法律 第29号)	電気事業託送供給取支計算規則等の一部を改正する省令 (令和 2年 9月 7日経済産業省令第72号)	必要	2020年9月
一般送配電事業託送供給取支計算規則 (平成28年 3月10日経済産業省令第22号)	電気事業託送供給取支計算規則等の一部を改正する省令 (令和 2年 9月 7日経済産業省令第72号)	必要	2020年9月
工事担任者規則 (昭和60年 4月 1日郵政省令第26号)	電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令 (令和 2年 9月 7日経済産業省令第55号)	必要	2020年9月
無線免許許す規則 (昭和25年 11月30日電通監理委員会規則第15号)	【パコメ】 電波法施行規則等の一部を改正する省令等 (令和 2年 9月 7日経済産業省令第72号)	参考	2020年9月
電気事業託送供給取支計算規則 (平成18年 1月31日経済産業省令第2号)	電気事業託送供給取支計算規則等の一部を改正する省令 (令和 2年 9月 7日経済産業省令第72号)	必要	2020年9月
電気通信主任技術者規則 (昭和60年 4月 1日郵政省令第26号)	電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令 (令和 2年 9月 7日経済産業省令第55号)	必要	2020年9月

管理画面のイメージ

商品詳細 : [www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ : [support@westlawjapan.com](mailto:support@westlawjapan.com) 0120-100-482 (月~金 9:00~18:00)